

中野区教育委員会会議録

令和5年第23回定例会

令和5年7月7日

中野区教育委員会

令和5年第23回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年7月7日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時34分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 岡本 淳之

○欠席委員

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 濱口 求

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 齊藤 光司

学務課長 佐藤 貴之

子ども・若者相談課長 菅野 多身子

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

6人

○議事日程

1 報告事項

(1) 事務局報告

①令和5年度海での体験事業の実施について（学務課）

②中野区子ども・若者支援地域協議会の設置に向けた考え方について（子ども・若者相談課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第23回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、岡本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

なお、本日は、事務局報告の2番目に関連して、子ども・若者相談課長にご出席をいただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、日程に入ります。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にございませませんが、各委員から活動報告等がございましたらお願いいたします。

平本委員

私のほうで以前少しお話をさせていただいた東京学芸大学の伊東先生が主催されている「教育委員会における教育委員の役割と責務」という、計5回のゼミ型研修を終えましたので、その点少しご報告させていただきます。

様々な自治体の教育委員会での取組事例を知ることができまして、大変私も学びが多く、とても勉強になりました。

いろいろなお話あったのですけれども、3点だけ簡単にお話しさせていただきたいのですが、まず1点は、今「主体的で深い学び」ということで、学び方が非常に変わってきているということ、よい面もある一方で、子どもたちの中には、パフォーマンスが評価されるような学び方に苦手意識を持っているような子もやはりいるというようなことで、子どもたちがそれぞれ抱えている必要な支援をできるような学び方を私たちも考えていく必要があるなということを感じました。

またもう1点、自治体の取組のよい例として、キャリア教育の一環として、地域のお店の協力を得ながら、起業家プログラムのようなマーケティングを学んだり、租税を学んだり

することを通じて、子どもたちが学校で学んでいることがどう社会に生きていくかということをもより強く考えることができるような取組をしているということを知ることができました。既に、中野区でも様々な学校で、いろいろなキャリア教育充実させていただいているとは思いますが、よい取組例を踏まえて、私たちもいろいろ積み重ねていけるとよいかなと思いました。

また3点目として、非常に面白いお話としては、今後は最終学歴よりも、最終の学習履歴が問われる時代になっていくだろうという言葉がありまして、子どもだけでなく、大人も含めて学び続けていく。そして学びを楽しみと思えるような地域環境づくりに私たちもぜひ取り組んでいきたいなと思った次第です。

以上です。

村杉委員

情報提供ですが、他区でも宿泊行事の後に、熱が出て新型コロナウイルスの感染者が発生するようなこともあります。中野区では宿泊行事の後のそのようなことは、今のところはないでしょうか。聞いていらっしゃらないですか。

学務課長

現状、宿泊の後に、移動教室の後に、そういう事例というのは聞いていないところでございます。

村杉委員

もう7月になりますと、学期の後半で、みんな疲れも出てきますし、あとは暑くなりましたので、土日に外で活動した子が、週が明けまして、熱中症ぎみで熱が出たりしていらっしゃることも多いので、この時期、体調管理に気をつけていただきたいと思います。情報提供です。

入野教育長

よろしいですか。

では、私のほうから。7月3日に、社会を明るくする運動の中野区推進委員会の街頭啓発事業のオープニングセレモニーというものがございまして、出席してご挨拶をさせていただきました。

今月が社会を明るくする運動の強化月間ということになりますので、いろいろな形で取組が地域単位で行われますので、そのことも含めて、子どもたちも参加していくことになると思います。よろしく願いいたします。

平本委員

1点だけ。昨日、宮城のほうで小学校に軽トラックが侵入してけがをするという事故があったかと思います。

中野区でも、大分前から安全管理・防犯のほうは、かなり力を入れて進めていただいているとは思いますが、既に何か学校向けに予定していることや、昨日の件を受けてあるようでしたら、教えていただきたいと思うのですけれども。

指導室長

本区の場合は、小学校・中学校ともに、校門等は必ず施錠ができるようになってございますので、今回起きたような、トラックが学校の中に入ってというようなケースは非常に考えにくいなと思ってはいるところですが、今回の事件を受けまして、また改めて、学校での安全対策や危機管理というところで、来週校長会がございまして、そこで、私のほうからお話をさせていただく予定でございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

なければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続きまして、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「令和5年度海での体験事業の実施について」の報告をお願いいたします。

学務課長

「令和5年度海での体験事業の実施について」、報告いたします。

1、事業の目的は、「海の特性を活かしたプログラムを通じて泳力の向上や危険を回避する技術を取得するなど、生きる力の育成を含めた自己の可能性を伸ばすとともに、学校とは異なる環境の中での集団生活を通して、互いを尊重しあう心を育て、学校生活の向上に資する」こととしております。

事業内容についてですが、実施場所は、千葉県南房総市岩井海岸岩井海水浴場です。

実施内容は、レスキュー講習、救命用具講習、ボディボードなどを実施する予定です。

参加者負担は1万5,000円であり、就学援助受給世帯については5,000円となっております。

対象児童は、区立小学校4・5・6年生で参加を希望する者となっております。

定員及び参加申し込み人数についてですが、定員は560人、参加予定人数は566人となっております。

こちらについてですが、今年度は多数の申込者があり、定員を上回った3・4・8クールは、変更希望調査の上、他のクールに振り分けたというところがございます。また、3クールについては、変更希望調査実施後も定員を上回ったため、やむを得ず抽選により決定いたしました。落選した方につきましては、定員に空きがある6・7クールを案内し、一部の方がそちらに移ったというところがございます。

また、参加予定人数についてですが、順次キャンセルされる方がいらっしゃいますので、現時点での参加予定人数というところで566人としているところです。

実施日程についてですが、各学校ごとに割り振っております。記載のとおり、1クールから8クールまでこの日程及び同指定校を原則として、海での体験事業を実施するものがございます。

受託事業者についてですが、本事業は、事業の安全な実施のため、水泳指導業務、生活指導業務、看護業務、それぞれ専任の事業者へ委託し、実施いたします。なお、委託事業者は昨年度と同じであり、水泳指導業務は株式会社御苑スワロー体育スクール、生活指導業務は株式会社JTB、看護業務は株式会社ケイ・ティ・メディカルでございます。

8番、最後でございますが、教員向けの研修については、日帰り研修というのを予定しております。対象、内容、実施回数については、記載のとおりでございます。また、宿泊研修も予定してございまして、宿泊研修ですとか対象、内容、実施回数については記載のとおりで、今各学校に希望調査を行っているところでございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

岡本委員

参加希望が大変増えているということで、ありがたいことだと思います。子どもたちも本当に楽しみにしている事業だと思いますので、毎年のお願いになると思うのですが、どうか安全に気をつけて運営をしていただければと思います。

お伺いしたいのですが、リピーターの子はどれぐらいいるかとかは把握していらっしゃいますか。わからなければ結構です。

学務課長

実数として、現時点で把握しているところではないのですが、かなりの数、4年生まで対象広げたのが2年前ぐらいからですので、そういう意味では、5・6年生で、リピーターで来ていらっしゃる児童の方もいますし、また、弟・妹を誘ってというか、自分がこういう体験をしたからということで、繰り返し来ていただくご家庭もあると把握してございます。

岡本委員

リピーターの子がいたり、兄弟を誘ってくるということは、やっぱりすごく貴重な体験の場だと、子ども自身が認識しているということだと思ったので、伺いまして安心しました。

もう1個伺いたいのですが、子どもたちから感想やフィードバックみたいなものは、事後にもらっていますか。

学務課長

アンケートという形で、生活指導業務に係る部分でアンケート、実施後どういう感想があるかというところは取りまとめているというところがございます。

岡本委員

わかりました。子どもの声を聞くということは、児童の権利に関して、中野区全体として、力を入れていこうと思っているところですので、こういった一つ一つの事業についても、子どもたちの声を聞く場面があれば、ぜひそれは大事にしていきたいと思いました。

せっかく感想を聞いているのであれば、それをもう一つ踏み込んで、プログラムへのフィードバックとして、何か生かせるところはあるのかなのか。そういったところまで、今後はご検討いただければなと考えました。

以上です。

村杉委員

多くの参加申し込みもあって、このような体験事業がどんどんできるということは、子どもたちも楽しみにしていることと思います。

先ほども申しましたが、参加前の体調管理をしっかりしていただきまして、事前に健康チェックをするようなこともあるようですので、体調のよい状態で参加していただきたいと思います。無事に終わることを願っております。

以上です。

平本委員

今回新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着いた時期で、申し込み人数も大変多く、調整でもいろいろご配慮いただいております。

1クールの人数的ことについての質問なのですが、人数が増え過ぎると、やはり安全管理上の問題があって、今70名程度に落ち着いているのかなと思うのですが、例えば、来年以降1クールの人数をもう少し増やしていただくような検討などは可能なのでしょうか。わかる範囲で教えていただければと思います。

学務課長

現在、この委託事業自体がプロポーザルでやっているところなので、人数を増やすということになると、契約の変更等の手続が必要になるということと、あと事業者からは、例えその契約を変更したとしても、これ以上人数を増やすということは、現状少し難しいかなと聞いているところではございます。

平本委員

以前にも、たしか地域が近いところでやりつつも、学校をまたいだ交流もできるといういい機会になるという話もあったと思うので、来年度も大変かもしれませんが、クールをまたいだ調整など、引き続きやっていただければと思います。

入野教育長

よろしいでしょうか。それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「中野区子ども・若者支援地域協議会の設置に向けた考え方について」の報告をお願いいたします。

子ども・若者相談課長

「中野区子ども・若者支援地域協議会の設置に向けた考え方について」、お手元の資料をもとにご説明をさせていただきます。

令和3年11月、子ども・若者支援センターを開設し、若者相談など子ども・若者に関する相談支援体制を整備してきました。

近年、複数の困難を抱えている子ども・若者の問題は深刻な状況にあり、この問題に対応するためには、様々な機関がネットワークを形成し、専門性を生かした支援の効果的、円滑な実施が求められております。

そのため、子ども・若者育成支援推進法に基づく「中野区子ども・若者支援地域協議会」を設置することとし、子ども・若者の相談支援体制の強化に向け検討を進めているところ

です。

1、現状と課題について、1点目、子ども・若者の問題は複雑化し、単一の機関では適切な支援が困難な状況になっております。

2点目、修学・就業をしていないなど所属がなく、支援機関につながっていないなど支援の切れ目に落ちている。また、支援が途中で途切れている場合、その困難な状況が青年期に表面化することが多く見られます。

3点目、現在、複数の関係機関が支援に必要な情報共有を行う場合、個人情報の守秘義務に関する規定がないため、おのおのの関係機関がご本人などから同意を得る必要があり、速やかな情報共有・支援が困難な状況があります。

2、目的について。社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱えている子ども・若者に対し、切れ目のない適切な支援につなぐネットワーク体制を整備し、関係機関連携のもと、横断的な支援や年齢で途切れることのない継続した支援を行うため、協議会を設置するものです。

3、内容についてです。協議会は、主に3点の事項を所掌するものです。

1点目、子ども・若者に関する情報、適切な支援に関する情報の交換、連絡調整です。ページをおめくりいただきまして、2点目が支援の内容に関する協議、3点目が支援に必要な連携及び協力体制の整備でございます。

次に、組織についてです。この協議会の中に、三層の会議体を構成することを考えております。

一層目が代表者会議についてです。構成機関の代表者による会議で、年1回の開催を予定しております。主な協議事項といたしましては、基本的な運営方針の決定でありますとか、子ども・若者の問題状況の情報共有を行ってまいります。

二層目が実務者会議でございます。構成機関の実務を担当している担当者による会議になりまして、主な協議事項といたしましては、支援者の人材育成の観点からの養成研修などを考えております。

三層目が個別ケース検討会議でございます。支援が必要な個別のケースが発生した場合、関係する実務担当者で構成する会議を随時開催いたしまして、個別ケースに対する検討を行ってまいります。

次のところで、主な構成機関についてですが、こちらの一覧表にありますとおり、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、健全育成などの各分野に基づき、記載のとおり

構成しております。主な構成機関につきましては、お読み取りいただきたいと思ひます。

次に、子ども・若者支援調整機関についてです。子ども・若者支援センターを事務局機能といたしまして、子ども・若者支援調整機関といたします。

次のページをごらんいただきまして、6、構成員の守秘義務についてです。法律に基づきまして、協議会の構成員全員に対し、守秘義務が課せられております。

最後、今後のスケジュール（予定）についてです。令和5年9月、子ども・若者支援地域協議会を設置いたしまして、10月に子ども・若者支援地域協議会代表者会議を開催する予定でございます。

この新たに設置いたします協議会と同じようなネットワーク体制といたしまして、平成17年度から設置しております、主に18歳未満の要保護・要支援児童を支援いたします要保護児童対策地域協議会がござひます。

今回設置いたします子ども・若者支援地域協議会の対象者は、年齢が0歳から39歳までござひまして、対象になる方が修学・就労いずれもしていない子ども・若者、そのほか社会生活を営む上で困難を抱えている子ども・若者になりまして、この協議会のイメージといたしましては、さきにご説明しました要保護児童対策地域協議会の対象年齢が、若者の39歳まで広がったものとお考えいただければと思ひます。

この協議会を新たに設置しますことで、年齢などによる切れ目のない継続した支援、各機関が連携して、横断的な支援ができるようになり、子ども・若者支援体制を強化してまいります。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

平本委員

大変丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます。やはり子ども・若者が支援を今非常に必要としている状況において、子ども・若者支援センターを事務局にして、またさらに踏み込んでこのような協議会ということで、大変ありがたく思っております。

1点確認なのですが、先ほど要保護児童対策地域協議会との関係性について、ご説明をいただいたと思うのですが、この協議会の連携のイメージとして、当然関係機関の中に、児童相談所のようなものは入ってこないのですが、既にそこで対応をしていた

だいているような児童も、必要に応じてこちらの協議会の中でサポートをしていくという
ような、そのようなこの関係機関以外を含めた連携のイメージでよろしいのでしょうか。
児童相談所での、例えば支援が終わっても、こちらで引き続き支援を求めていくというこ
とも可能になると、より手厚くなるのかなと思いますし、そういった視点での質問になり
ます。

子ども・若者相談課長

委員がおっしゃるとおりの内容になるのですけれども、要保護児童対策地域協議会の中
では、要保護・要支援の児童などを支援してきておりまして、年齢的には18歳未満という
ことになりますので、18歳で支援を終結した場合なのですけれども、引き続き支援が必要
だという場合には、この子ども・若者支援地域協議会のほうで引き継ぎまして、調整機関が
子ども・若者相談課になりますので、そちらで調整をしながら、切れ目のない継続した支援
を行ってまいりたいと考えております。

平本委員

あともう1点、意見なのですけれども、今この子ども・若者支援地域協議会の関連では、
こうしたネットワークの強化推進事業ということで、令和4年3月に内閣府のほうからも
報告書等出ているようでして、こちら私のほうも大変興味深く読ませていただいたのです
が、先進地域を指定した上で、アドバイザー制度のようなものを設けている制度のよう
です。

既に、こうした取組で先進的に進められている地域が、これから本格的に進めていくよ
うな場合のその依頼に応じて、アドバイザーを派遣して、必要な助言や指導やそういった
ことを進めているようなので、もし中野区も今後これから本格的に進めていく上で、こ
うしたアドバイザー制度を利用させていただくと、より進みやすいのかなと思いました。

もし何か具体的に既にこうした制度の利用を考えているというところがあるようでした
ら教えてください。

子ども・若者相談課長

今のご質問のアドバイザー派遣というところなのですけれども、開設しまして、段階的
に今、相談体制を整備してきているというところがございますので、段階的に支援を進め
ていく中で、アドバイザーでありますとか、そういった調整につきましては、検討してまい
りたいと考えております。

村杉委員

大切な協議会になると思いますが、支援の対象となる子どもたちをいかに多く、早めに拾い上げて対応していくことが必要かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡本委員

1点お伺いしたいのですが、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会の設置ということで、この法律は、平成21年の法律のようなのですが、現在先行して設置されている自治体はどれぐらいあるのか。

また、そちらのほうでは、現状と課題で三つ挙げていただいていますけれども、こういった課題などに、それなりにうまく対応はできているのかどうか。

そのあたりを教えてください。

子ども・若者相談課長

現在、23区内で設置しているというところですが、こちらにつきましては、昨年の内閣府が公表した資料に基づくものなのですが、23区中6区が設置しているというところでございます。

各区設置して、支援のほうを進めていることと思っておりますけれども、現状のところは、恐らく協議会を設置したところは、子ども・若者支援が強化されているとは考えております。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたしたいと思えます。

ここで、子ども・若者相談課長は、どうぞご退席をいただければと思います。ありがとうございました。

(子ども・若者相談課長 退席)

入野教育長

事務局から、その他報告はございますでしょうか。

指導室長

「夏休みの学校図書館開放等について」、口頭にてご報告をさせていただきます。

まず初めに、学校図書館開放についてです。

昨年度から、夏季休業期間中もより多くの児童・生徒に学校図書館を利用してもらいたいと考え、全小中学校に学校図書館指導員を配置し、学校図書館開放を行いました。今年度はさらに日数を増やしまして、実施する予定でございます。夏季休業期間中に学校図書館を改修する工事が入る小学校が2校ございますが、学校図書館の本を別室に移動させまし

て、他校と同じように開放する計画を立ててもらっております。夏季休業期間中も、子どもたちには多くの本に触れたり、自習スペースなど居場所として学校図書館を活用したりしてもらえたらと期待をしているところです。

次に、夏季休業期間中の補充学習についてです。

各学校では、通常の教育活動だけでは、なかなか学習の定着を図ることが難しい児童・生徒を中心に、学習のサポートを行います。全小中学校とも5日間以上実施を予定しており、夏季休業期間中も丁寧に子どもたちへの学習支援を行ってまいります。

次に、不登校児童・生徒への対応です。

教育センターの教育支援室は、夏季休業中も普段と変わらずに開室をする予定であります。場所も教育センターはもちろん、南部や中部、北部の分室も普段どおりに開設をする予定であります。

また、教育支援室につながっている児童は、夏季休業期間中も定期的に通うことで、規則正しい生活を保ち、学習面でも教育センターの先生方が丁寧にサポートを行ってくれるということで、昨年度も力を伸ばした児童・生徒がおりましたので、今年度もぜひそういった取組を充実していきたいと考えています。

今年度は7月27日の午後に近隣の高等学校などを呼んで、進路説明会を実施する予定でございます。約40名ほどの生徒の参加を見込んでおります。

また今年度より、中学校3校でスタートいたしました不登校傾向のある生徒を対象とした校内別室指導でございますが、こちらも夏季休業期間中開設する方向で、準備を進めてもらっております。これまで、校内の別室にも登校することができなかった生徒へは、夏季休業中の面談などの際に、この別室を紹介したり、また9月からの登校に不安を持つような生徒につきましては、8月下旬も特にこの別室への登校を重点的に促していきたいという予定をしていると聞いてございます。

最後に、教育センターで行っている日本語指導についてでございます。

こちらも普段と変わらずに、日本語指導が必要な児童・生徒への指導を行う予定であります。9月からの学校生活の充実に向けて、自信を持って学習に取り組めるよう、子どもたちも夏季休業中も努力をしていく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

確認ですが、先ほどの7月27日の進路説明会というのは、昨年から行われている不登校

の子どもたち向けのということですのでよろしいですかね。

指導室長

説明が不足しておりました。

昨年度も実施をした不登校傾向のお子さんを対象とした進路説明会、昨年も非常に多くの子どもたちが参加をしてくださいましたので、今年度も7月27日の午後に実施を予定しているというものでございます。

入野教育長

場所は教育センターでよろしいのでしょうか。

指導室長

教育センターの3階で、今年度は実施をする予定だと聞いております。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

平本委員

夏季期間においても、様々な子どもたちの居場所づくりや学びとのつながりを工夫してくださって、本当にありがたく思います。特に、不登校児童・生徒への支援もきちんと進めてくださっているようで、大変安心しました。

他方で、最近では先生方、本当にとても頑張ってくさっているの、働き方改革の一環ということで、夏季にまとまって先生たちが休めるような期間を設けて、その期間にはもう学校を閉めるのではないですけど、そういうことをしているような取組もあると聞きました。先生方にはまとまった休みがないというイメージが非常にあって、夏休みもずっと働いていらっしゃるなという記憶が私もあるのですけれども、そうした取組は、各学校ごとに決めてできるというような理解なのか。もし中野区でも、何かそういった取組があれば教えていただきたいなと思います。

指導室長

中野区全体で教育活動休止日という、これは昨年度までも設けているのですが、今年度につきましては、8月9日から15日までということで、連休も挟んでということで7日間なのですけれども、平日も4日間は教育活動休止日ということで、保護者のほうにも4月当初に年間行事予定の中でお伝えさせていただいているので、ぜひこの期間は先生方もゆっくりとお休みをとっていただけたらと考えています。

岡本委員

今のとの関連なのですけれども、教育センターのお休みも、この期間は同じでしょうか。

指導室長

教育センターにつきましては、この期間も開設をしていく予定でございます。ちょうどお盆の時期ですので、センターのほうに来る子どもたちの数としては、それほど多くないとは思いますが、教育センターの先生方も順番にお休みをとっていただきながら、平日につきましては、基本的には開設を必ずして、子どもたちと対応していただきたいと考えているところです。

村杉委員

私も平本委員がおっしゃったように、先生方のお休みがあるのかなということを心配しておりました。富山の中学校の先生の過労死の問題もありますし、ぜひ夏休み、先生方もゆっくり体を休めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

入野教育長

補充復習なんかも、正規の教員が当たらないケースもあるのですよね。学習5日以上というのは、みんな正規の先生方が当たっているのですか。

指導室長

このあたりは、各学校で様々な工夫はしてもらっているところではございますので、当然担任の先生が直接関わりたいということで、関わってくださっているようなケースもございますし、それ以外にも、様々な方々が、学校の教育活動の支援ということで入ってくださっていますので、より多くの方々にも子どもたちに関わっていただきながら、学校全体で子どもたちに関わって、子どもたちの学力を伸ばしたりですとか、また居場所ということで、いろんな話をゆっくり子どもたちともできるような時間として活用してもらえたらと考えているところです。

入野教育長

わかりました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

最後に事務局から次回開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回ですけれども、7月21日午前10時から区役所5階教育委員会室で行う予定です。

なお、7月14日は南中野中学校で生徒との対話集会が予定されております。

報告は以上です。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 23 回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前 10 時 34 分閉会